

品川区児童養護施設等退所者応援事業実施要綱

令和7年3月13日 要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設等を退所した者に対し、大学等への進学または就職に向けた準備等に係る給付金（以下「進学・就職準備等給付金」という。）および自立に資する資格等の取得の要する費用に係る支援金（以下「資格等取得支援金」という。）の支給を行う、品川区児童養護施設等退所者応援事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 次に掲げるものをいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を除く。）および短期大学であって通学制のもの
 - イ 学校教育法に規定する専修学校および各種学校のうち高等学校を卒業した者またはこれに準ずる学力がある者に対して教育を行うもの（通学制のものに限る。）
- (2) 施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設、法第44条に規定する児童自立支援施設または児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の4に規定する児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型または同条第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型に限る。）をいう。
- (3) 里親等 法第6条の4に規定する里親、法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または規則第36条の4に規定する児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第3号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）をいう。
- (4) 退所者等 施設を退所した者（法第31条第2項の規定により施設に引き続き入所している者を含む。）、その養育を里親等へ委託されていた者（同項の規定により里親等に引き続き委託されている者を含む。）または法第33条の6に規定する児童自立生活援助を実施されている者をいう。

(進学・就職準備等給付金の支給対象者)

第3条 進学・就職準備等給付金の支給対象者は、退所者等であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している者であること。
- (2) 令和7年3月31日以降に区内に存する施設を退所し、または区内に在住する里親等への委託を解除された者であること。
- (3) 前号の施設の長または同号の里親等が推薦する者（やむを得ない事情により当該施設の長または里親等が推薦することができない場合にあっては、品川区児童相談所長が推薦する者）であること。
- (4) 過去に進学・就職準備等給付金と同趣旨による給付等を受けたことがない者であること。
- (5) 区が指定する講習等を受講可能な者であること。

2 令和6年10月1日以降に品川区児童相談所の措置により施設に入所し、またはその養育を里親等に委託された者にあっては、前項各号列記以外の部分中「次」とあるのは「第1号および第3号から第5号まで」と、同項第3号中「前号の施設の長または同号の里親等」とあるのは「退所した施設の長または養育していた里親等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 令和6年10月1日以降に品川区児童相談所により一時保護された者にあっては、第1項各号列記以外の部分中「次」とあるのは「第1号および第3号から第5号まで」と、同項第3号中「前号の施設の長または同号の里親等」とあるのは「品川区児童相談所長」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（資格等取得支援金の支給対象者）

第4条 資格等取得支援金の給付対象者は、退所者等であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している者であること。
- (2) 令和7年3月31日以降に区内に存する施設を退所もしくは区内に在住する里親等への委託を解除された者または令和7年3月31日以降に措置延長により区内に存する施設もしくは里親等へ委託されている者であること。
- (3) 前号の施設の長または同号の里親等が推薦する者（やむを得ない事情により当該施設の長または里親等が推薦することができない場合にあっては、品川区児童相談所長が推薦する者）であること。
- (4) 資格取得支援金を申請する時点において、40歳未満であること。
- (5) 資格取得後、その資格等を活用して就職予定または現に就労する中で活用する見込みがあること。

2 令和6年10月1日以降に品川区児童相談所の措置により施設に入所またはその養育を里親等に委託された者にあっては、前項各号列記以外の部分中「次」とあるのは「第1号および第3号から第5号まで」と、同項第3号中「前号の

施設の長または同号の里親等」とあるのは「退所した施設の長または養育していた里親等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(交付額)

第5条 進学・就職準備等給付金および資格等取得支援金（以下「給付金等」という。）の交付額は次に掲げるとおりとし、いずれも予算の範囲内で交付する。

(1) 進学・就職準備等給付金 20万円

(2) 資格等取得支援金 別表に掲げる区分に応じ、同表交付額の欄に掲げる額とし、当該資格等の取得に関し同趣旨の給付等を受けている場合はその額を控除した額とする。

(交付申請)

第6条 給付金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請書には、品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付申請者推薦書（第2号様式。以下「推薦書」という。）のほか、次の各号に掲げる給付金等の区分に応じ、それぞれ定める書類を添付するものとする。

(1) 進学・就職準備等給付金 次のアまたはイおよびウに掲げる書類

ア 進学の場合 入学許可書または在学証明書等

イ 就職の場合 内定通知書または就労証明書等

ウ 住民票等居住状況が確認できる書類（生計を一にする世帯員がいる場合は全員分）

(2) 資格等取得支援金 次のアからウまでに掲げる書類

ア 対象経費にあたるものとして支払うべき費用の額と内容を確認することができる書類

イ 支払の確認ができる領収書等

ウ 住民票等居住状況が確認できる書類（生計を一にする世帯員がいる場合は全員分）

2 区長は、前項の規定による申請の内容を審査するため必要があるときは、申請者または推薦書を作成した施設の長もしくは里親等に対し、説明または他の書類の提出を求めるものとする。

(交付の決定および通知)

第7条 区長は、申請書の提出があった場合、内容を審査の上、給付金等の交付を決定したときは品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付決定通知書（第3号様式）により、給付金等を交付しないことを決定したときは品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、区長に対し、品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等請求書（第5号様式）により給付金等の支払を請求しなければならない。

(給付金等の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に給付金等を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金等の交付を受けたとき。
 - (2) 給付金等を当該給付金等の用途以外の用途に使用したとき。
 - (3) 給付金等の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、その内容を品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付決定取消通知書（第6号様式。次条において「取消通知書」という。）により交付決定者に速やかに通知する。

(給付金等の返還)

第11条 区長は、前条の規定により給付金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金等が支払われているときは、取消通知書により期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 給付金等の支給のために必要となる手続については、適用日の前において実施することができる。

別表（第6条関係）

資格等取得支援金の交付額

対象経費		交付額	備考
区分	内容		
(1) 普通自動車第一種運転免許	資格等の取得に要する受講料、受験料、検定料等	実費額（30万円を上限とする。）	対象者1人あたりの支給上限額は、(1)(2)合わせて40万円とする。
(2) (1)以外の資格等		実費額（10万円を上限とする。）	

第1号様式（第6条関係）

(表)

年 月 日

品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付申請書

品川区長 あて

申請者

(ふりがな) 氏名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
住所	
電話番号	

品川区児童養護施設等退所者応援事業に係る給付金等について、関係書類を添付して交付申請いたします。

1 申請する内容（※該当の□にチェック）

 進学・就職準備等給付金【以下、2、3、4[※]、5（※4は就職者のみ）を記入すること】 資格等取得支援金【以下、2、3、4[※]、6、7（※4は就職者のみ）を記入すること】

2 施設または里親等

施設名		入所中・退所
施設長名または里親等名		(退所日 年 月 日)

3 在籍または在籍を予定している大学等（進学の場合）

学校名	修業年限	学年	入学年月日 (予定も含む)
	年制	年	年 月 日

4 就職先（就職の場合）

会社名	就職年月日 (予定も含む)
	年 月 日

(裏)

5 進学・就職準備等給付金等と同趣旨の給付等の有無

※ 該当の□にチェックをつけ、有りの場合は給付等を受けた年度を記載（申請予定も含む）

- 有り (年度)
 無し

6 取得を目指す資格等

資格等名称	
取得予定日	年 月 日
申請理由 ＊いつどのような職業に就くのか、どうしてこの資格が必要なのか、などを具体的に記述すること。	

7 当該資格等の取得に係る資格等取得支援金と同趣旨の給付等の有無

- 有り
(給付等を行った団体の名称・給付等の名称) : _____
(給付等を受けた額) : _____ 円
 無し

8 添付書類

種別	必要な添付書類
進学・就職準備等給付金	(1) 品川区児童養護施設等退所者応援事業交付申請者推薦書 (2) 進学の場合：入学許可書または在学証明書等 就職の場合：内定通知書または就労証明書等 (3) 住民票等居住状況が確認できる書類 (生計を一にする世帯員がいる場合には、世帯全員分の住民票等世帯の居住状況が確認できる書類) (4) その他、申請にあたって参考となる書類
資格等取得支援金	(1) 品川区児童養護施設等退所者応援事業交付申請者推薦書 (2) 対象経費にあたるものとして支払うべき費用の額と内容を確認することができる書類 (3) 支払の確認ができる領収書等のコピー (4) 住民票等居住状況が確認できる書類 (生計を一にする世帯員がいる場合には、世帯全員分の住民票等世帯の居住状況が確認できる書類) (5) その他、申請にあたって参考となる書類

第2号様式（第6条関係）

年　月　日

品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等申請者推薦書

品川区長 あて

施設名

施設長名または里親等名

品川区児童養護施設等退所者応援事業に係る給付金等を交付申請する者について、下記のとおり推薦いたします。

記

1 申請者

氏名	年齢	入所中・退所 (退所日 年 月 日)
住所	措置等を行った児童相談所	児童相談所

2 施設または里親等

施設名	施設長名または里親等名
住所	電話番号

3 施設入所時または里親等委託措置時の申請者の生活状況等

(学校生活、私生活の状況等)

4 現在の申請者の生活状況等 (学校生活、私生活の状況等)

*入所中の場合は4のみご記入ください。

5 推薦理由

第3号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

品川区長

印

品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました品川区児童養護施設等退所者応援事業に係る給付金等について、品川区児童養護施設等退所者応援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額（進学・就職準備等給付金）

金 円

2 交付決定額（資格等取得支援金）

金 円

3 交付条件

第4号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

品川区長

印

品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました品川区児童養護施設等退所者応援事業に係る給付金等について、品川区児童養護施設等退所者応援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 理由

第5号様式（第8条関係）

年　月　日

品川区長　あて

申請者　住所
氏名

品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付請求書

年　月　日付第　　号により交付決定通知があつた品川区児童
養護施設等退所者応援事業に係る給付金等について、品川区児童養護施設等退所者応
援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額（進学・就職準備等給付金）

金　　円

2　請求金額（資格等取得支援金）

金　　円

第6号様式（第10条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 団

品川区児童養護施設等退所者応援事業給付金等交付決定取消通知書

年 月 日付第 号により通知した品川区児童養護施設等退所者応援事業に係る給付金等の交付決定について、下記のとおり取消しを決定したので品川区児童養護施設等退所者応援事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

また、この取消しに係る部分に関し既に交付されている給付金等について、品川区児童養護施設等退所者応援事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

1 取消理由

2 既交付決定額

金 円

3 取消後交付決定額

金 円

4 既交付済額

金 円

5 返還交付額

金 円

6 返還期限

年 月 日